

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第8号

令和5年6月13日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（28名）

市長	和地仁美君	副市長	小島昇公君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	総合戦略推進担当課長	田代雄己君
秘書広報課長	加藤泰正君	財政課長	鈴木俊也君
契約検査課長	長瀬正人君	デジタル推進担当課長	藤本貴史君

課 税 課 長 星 野 宏 徳 君
子育て支援課長 新 海 隆 弘 君
福祉推進課長 山 田 茂 人 君
地域包括ケア
推 進 課 長 石 嶋 洋 平 君
健康推進課長 幸 村 有 紀 君

地域振興課長 池 田 剛 君
保 育 課 長 石 川 正 憲 君
障害福祉課長 大 法 努 君
保険年金課長 吾 郷 真 利 君
青 少 年 課 長 石 川 博 隆 君

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 市長所信表明

第 4 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 5 第 3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

第 6 第 4号報告 令和4年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 第 3号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第 8 第 4号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第 9 第 5号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第10 第 6号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第11 第 7号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第12 第 8号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第13 第 9号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第14 第10号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第15 第11号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第16 第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第17 第13号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第18 第14号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第19 第15号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第20 第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第21 第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第22 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第23 第32号議案 専決処分の承認について

第24 第33号議案 専決処分の承認について

第25 第34号議案 専決処分の承認について

第26 第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 27 第 36 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 28 第 38 号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- 第 29 第 37 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 30 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（東口正美君） ただいまから、令和5年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（東口正美君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

去る6月8日に議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日6月13日から6月30日までの18日間といたします。

会議録署名議員は、3番 石田昭太郎議員 13番 高峰 章議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長所信表明、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第3号、第4号報告、第3号同意から第18号同意、第32号議案から第36号議案、第38号議案、第37号議案を順次審議等した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、第38号議案は、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

6月14日は、休会となります。

6月15日は、市長所信表明に対する代表質問となります。

6月16日、19日から22日の5日間は一般質問となります。

6月23日から29日までは休会とし、その間に常任委員会を開催いたします。

常任委員会の日程について申し上げます。

26日、午前9時30分から総務委員会を、27日、午前9時30分から厚生文教委員会を、28日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。また、28日、午後1時30分から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は開催をいたしません。

6月30日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は、6月14日、正午となっております。

この代表質問通告書の確認等を行うため、6月15日、午前9時から議会運営委員会を開催いたします。

議員提出議案の提出期限は、6月22日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は18名であります。

委員会に審査を付託する陳情は4件であります。

以上が今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、今後の新型コロナウイルス対策等を踏まえた本会議場等における議会運営について御報告いたします。

令和5年5月17日に開催された代表者会議において決定された事項に基づき、協議を行いました。

その結果、1点目として、引き続き飛沫感染防止パネルを設置すること。2点目として、マスクの着用、検

温、手指消毒等については、会議当日の体調面や発言の際の息苦しさなどを考慮の上、出席者個人が判断をする。なお、傍聴者についても同様とすること。

以上の2点を除き、新型コロナウイルス感染防止対策を実施する以前の状況に戻すことといたします。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

[議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇]

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東口正美君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

3番 石田 昭太郎 議員

13番 高峰 章 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（東口正美君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月13日から6月30日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長所信表明

○議長（東口正美君） 日程第3 市長所信表明を行います。

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

さきの市長選挙におきまして、市民の皆様、そして関係各位から大変多くの御支持、御支援を賜り、市長に当選させていただきました和地仁美でございます。この場をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

市長の職に就き大変光栄であるとともに、その課せられた職責の重大さを改めて認識し、身の引き締まる思いがいたします。

それでは、令和5年第2回定例会の開会に当たり、市政に臨む所信を申し上げます。

我が国における出生数は、令和4年に初めて80万人を割り込み、想定よりも早く少子化が進行し、少子高齢化や人口減少が急速に進展しております。東大和市におきましても、今後、生産年齢人口の減少により市税収入が減少し、また高齢化により社会保障関係経費が増加していきますが、これに加え、公共施設の老朽化対策として多額の財政負担を背負うことは必至の状況であり、大きな課題となっております。

東大和市は、今年で市制施行52年目を迎えますが、100年単位で捉えますと、その折り返し地点にあります。しかし、この先、折り返し後の50年は折り返し前の50年とは全く異なるトレンド、社会情勢、価値観となることは明白です。私は、今後直面する大きな課題に対しては、市制施行100年を見据えながら、今ある資源や仕組みを生かしつつ、これに工夫や知恵を最大限活用し、時代に合ったリノベーションを施し、未来につながる市政を目指してまいります。

また、地方分権が進んだ今、行財政については運営というより経営という要素が以前より増していると考えております。そのような中、経営の4大資源、すなわち「ヒト・モノ・カネ・情報」を十分に活用することの重要性が増していることは疑問の余地はありませんが、中でも、未来につながる市政を目指す上で一番重要なものは、組織マネジメント、そして人材であると私は信じています。将来に向けたまちづくりに対する私の思いを職員へ発信し、意見を聞きながら同じ方向を向くことにより、組織力を高め、私は職員と一致団結して、この難局に全力でチャレンジし、乗り越えてまいりたいと考えております。市議会議員の皆様並びに市民の皆様のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、初めに、私の市政における3つの経営方針について申し上げます。

1つ目は、「誰もが未来への希望が持て、住み続けたいと思えるまちづくり」であります。

少子高齢化や人口減少が進展し、自治体間競争が進む中、この東大和市を、今の市民の皆様、そして未来の市民の皆様を選ばれるまちにしていく必要があります。市民の皆様のニーズと時代の変化を捉えながら、子供から高齢者までが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指してまいります。

2つ目は、「前例踏襲ではなく民間や市民の当たり前を行政に」であります。

厳しい財政状況の中、限られた財源で事業を行う場合は、今まで以上に知恵を絞り、工夫をすることが必要となります。こうした民間や市民の当たりの感覚、手法などを多く取り入れ、事業を実施することだけを目指すのではなく、経営感覚を持ち、費用対効果を考慮するとともに、実施した事業の効果によっては、改善だけではなく、廃止、縮小も選択肢として、限りある財源ではありますが、知恵と工夫を用いて、より効果の高い取組を目指してまいります。

3つ目は、「市民の役に立ち、市を発展させる市役所に。職員がチャレンジ精神を発揮し、時代に即した政策を立案・実施する体制の強化」であります。

私が経営方針に職員のことについて入れた理由は、さきに述べたとおり、何を実現するにも職員の能力や高いモチベーションが必要であるためです。

時代に即したサービスの推進により、市民サービスの質の向上を図るとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応するために、職員が主体的に課題に向き合い、対策を考え、取り組んでいくことは必要不可欠です。そのために、市職員の人材育成や能力向上はもとより、一人一人が、その力を発揮するための組織体制の整備、組織風土の醸成を目指してまいります。

以上、私の経営方針を申し上げます。

次に未来につながる市政を目指しまして、私が考える4つの施策を述べさせていただきます。

1つ目は、「子育て・教育で選ばれる東大和に」であります。

子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の負担を軽減し、子供たちの健康を守るため、所得制限を設けずに高校生等までの医療費の無償化を早期に実施いたします。

私は、生涯を通して健康でいるためにも、子供時代の健康は重要であり、この健康維持に関しては、全ての

子供が平等に得るべきものと考え、この施策を掲げました。また、この財源につきましては、狭山保育園の段階的な廃園を受け、保育園の予算、すなわち子供たちのための財源を、引き続き子供たちに活用するという考えの下、対応してまいりたいと思います。

保育園の待機児童対策につきましては、引き続き待機児童ゼロの継続を目指した取組を進めるとともに、学童保育事業につきましても、待機児童対策や放課後の子供たちの居場所づくりのさらなる充実を図ってまいります。

子育て世帯の支援につきましては、孤立を防ぎ、つながりが感じられ、安心して子育てできる環境をつくり出すために、妊娠期から出産・子育てまで一貫した、伴走型相談支援や経済的支援の充実を図ってまいります。

子供たちの教育につきましては、未来と世界につながる教育の実現を目指し、タブレット型の1人1台端末のさらなる有効活用等により、国際化やデジタル化など、社会のニーズや変化に対応し、広い視野と豊かな心を育てる教育環境の充実を図ってまいります。そのため、学校施設の更新につきましては、計画的な実施に必要となる財源の確保に留意しながら、未来を担う子供たちの学びの場として最適な環境を、地域の皆様とともに創り上げてまいります。

また、自然や文化、社会交流などから得る子供時代の体験は、学力向上、人間形成において重要だとされており、東大和市の教育に関する大綱に基づく人間形成を実現するためにも不可欠な要素だと考えます。

よって、子供たちの体験格差の解消を目指し、食育の充実や狭山緑地などの自然環境を生かした体験学習、旧日立航空機株式会社変電所を活用した平和教育の実施、スポーツ環境、学習環境及び公園等の充実を図り、子供たちの生きる力を育ててまいります。

2つ目は、「新しい時代に沿った市政運営の実現」であります。

老朽化した公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画の考え方を基本に据えながら、市民の皆様のニーズを形にすることを目指し、民間連携手法も視野に入れ、未来志向で検討を行うとともに、市民満足度や費用対効果の向上のために最大限の工夫を行ってまいります。

行政のデジタル化につきましては、市民の皆様に役立つデジタル化の推進に向け、行かなくても済む市役所を目指す一方で、デジタル技術を活用できない方への対応も充実させ、親切だから行きたくなる市役所も目指してまいります。また、情報通信基盤の整備や新たなデジタル技術の活用により、業務の効率化を図り、職員でなければできない業務に集中できる体制づくりを目指してまいります。

市民の皆様と市政をつなぐ重要な要素である広報につきましては、デジタル技術も活用し、市政情報をよりタイムリーに発信することを目指してまいります。

そして、広聴につきましては、従来からある市民意識調査や各種計画策定のための調査などといった代表的な大きな調査だけではなく、スマートフォンなどを活用し、日常の身近な課題に対する市民の皆様の声、特に若者や現役世代の声をタイムリーに集められる仕組みを構築し、市政に生かしてまいります。

3つ目は、「環境と賑わいが両立する東大和に」であります。

東大和市には大きなノビシロがあると考えております。多摩湖、狭山丘陵、歴史ある有形・無形の文化財、地元で取れる新鮮な野菜、市民の皆様による文化活動など、これらの魅力を紡ぎ合わせ、にぎわいの創出と東大和ライフの充実につなげてまいります。また、空堀川沿いの桜の回廊の実現に向けては、東京都に働きかけを行ってまいります。

創業支援や地域経済の活性化につきましては、関係する施策の充実を図るとともに、リモートワークが普及

してきたことを機に、若者や女性の創業支援、従来の大きな土地を必要とするような企業誘致ではなく、デジタル系などの企業誘致についても実現に向け調査してまいります。また、中小企業・地域経済振興基本条例や公契約条例の制定についても研究してまいります。

地域循環型社会の実現につきましては、家庭廃棄物のさらなる減量に取り組むとともに、緑豊かな環境づくりのために、市民の皆様が気軽に参加できる啓発事業を充実させてまいります。

4つ目は、「安心・安全で生きがいを感じられる東大和に」であります。

高齢者支援につきましては、高齢者がつながりを感じ、心と身体の健康を維持できる事業の充実を図るため、世代間交流のできる場所づくりや、気軽に参加でき充実感を持てる地域活動の機会を増やしてまいります。

障害者支援につきましては、障害の有無の分け隔てなく理解し合える共生のまちづくりを推進するために、手話言語条例やコミュニケーション条例について検討してまいります。また、障害やひきこもりなどの様々な理由で就労が困難な人々が働くことができる、ソーシャルファームとして、市内の事業者などが東京都の認証を受けられるよう支援を行ってまいります。

災害対策につきましては、感染症や女性、子育て世帯等に配慮し、避難所の運営方法や備蓄品を見直すとともに、自主防災組織への支援を充実させるなど、さらに災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上、私の所信について述べさせていただきました。

私は、東大和市の明るい未来のためには、4つの目が必要であると考えております。全体を俯瞰的に見渡す鳥の目、小さなことも見逃さず丁寧に見る虫の目、時代が大きく変わる中、流れを正しく読む魚の目、市民の皆様が目線に立ち、物事を反対から見るコウモリの目。私は、これらの目を持ちながら、この先の50年を見据え、未来につながる市政を目指し、自らがリーダーとして、全身全霊をもって市政運営に当たる決意であります。

重ねて、市議会議員の皆様並びに市民の皆様の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、市長就任の所信表明といたします。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、市長所信表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（東口正美君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） それでは、市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について、前市長出席分も含め、申し上げます。資料を配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、2月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和5年1月11日開催の後期高齢者医療広域連合協議会における令和5年度当初予算案等についての協議結果について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2のHTTの推進に向けた都の取組についてであります。都民からの相談に丁寧かつ効果的に

対応するために開設したワンストップ総合相談窓口の運営状況等について、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京における空き家施策実施方針の策定についてであります。都内全域における空き家対策を効果的に展開するための方針を策定することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の市町村下水道事業への支援の充実（TOKYO強靱化プロジェクト）についてであります。市町村下水道における浸水・地震対策の強靱化に資する取組への補助経費を令和5年度予算案に計上したことなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事5の東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）の素案についてであります。新たな被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命と暮らしを確実に守るため、自助・共助の備えを促進することなど、当該計画の令和5年修正の素案概要について、東京都から説明がありました。

次に、議事6の令和5年度東京都予算案の概要についてであります。予算編成方針や予算フレームなどについて、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、市長会事務局から、多摩地域における行政のデジタル化の取組に関する令和4年度の報告と令和5年度の取組方針の説明があり、これを承認、決定しました。

次に、2月24日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の赤十字活動並びに活動資金募集へのご協力をお願いについてであります。各市が行う募金活動などを通じた活動資金の募集について、日本赤十字社から協力依頼がありました。

次に、議事8の東京都市長会役員改選についてであります。審議の結果、令和5年5月1日から2年間を任期とする東京都市長会役員として、会長に東村山市長、副会長に福生市長、多摩市長、稲城市長、八王子市長、監事に府中市長、日野市長がそれぞれ就任することとなりました。

その他の議事につきましては、2月15日開催の東京都市長会役員会及び政策調査特別部会における審議と同様であります。

次に、4月14日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のGovTech（ガブテック）東京における都・区市町村協働事業についてであります。東京都、区市町村及びGovTech（ガブテック）東京の3者が連携協働し、デジタル人材のシェアリングやシステム等の共同調達を行うことで東京全体のDXを推進していくことについて、東京都から説明がありました。

次に、議事2の多摩のまちづくり戦略についてであります。令和5年度に策定する当該戦略の位置づけや今後の進め方などについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の全国市長会要望事項（令和6年度要望）の提出についてであります。前年度と同数の142件の項目を要望することなどの説明が市長会事務局からあり、これを決定しました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、4月27日に東京都市長会議が開催されました。

議事3の018サポートについてであります。事業実施に向け、市区町村への依頼事項等について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の多摩東京移管130周年記念イベントの概要についてであります。多摩の魅力を再発見し、愛着の向上を図る機会を創出する当該イベントの内容について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の部会の編成替え及び部会長等の選任についてであります。東京都市長会に設置されている

5つの部会編成を決定した後、各部会を開催し、正副部会長を決定しました。

その他の議事につきましては、4月14日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

以上の報告につきましては、尾崎保夫前市長の出席によるものであります。

次に、5月17日に全国市長会関東支部総会が開催されました。

議事4のGIGAスクール構想の実現に向けた財政支援に関する緊急決議についてであります。ICT機器端末の経年に伴う更新等の費用が今後多額になることを鑑み、国に財政措置を求めることについて決定しました。

次に、議事5の保育の充実に関する緊急決議についてであります。保育士の確保並びに保育士の処遇改善など、国に措置を求めることについて決定しました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、5月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の多摩地域における自転車ロードレース及び都民参加型イベントの開催についてであります。自転車をさらに身近なものとし、国内外に東京の魅力を発信する当該イベントの内容について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の道交法改正に伴う自転車用ヘルメット着用促進に向けた取組についてであります。自転車用ヘルメットの着用が全年齢で努力義務化されたことに伴い、自転車利用者に対するヘルメット購入の補助事業を開始することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事3の第8回「山の日」全国大会への東京都立候補についてであります。令和6年8月に行われる全国大会に開催地として立候補することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の018サポートについてであります。市区町村からの意見を基に再検討した事業内容について、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（大后治雄君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 東口正美君 登壇〕

○議長（東口正美君） 令和5年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、2月13日に全国市議会議長会第176回社会文教委員会が全国都市会館で開催されました。

会議に先立ち、厚生労働省の担当者から令和5年度厚生労働省予算案の概要について、文部科学省の担当者から令和5年度文部科学省予算案の概要について説明の後、事務局より報告がありました。

議事では、令和4年度における委員会要望結果の概要について、説明どおり承認されました。

また、令和5年度の委員会への申し送り事項（案）について、報告どおり承認されました。

次に、2月16日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

会務報告が了承され、議事では、令和5年5月25日に開催予定の関東市議会議長会第89回定期総会で審議する都県提出議案について、報告どおり承認されました。

市議会議長会終了後、令和5年東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会が開催されました。

議事では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合個人情報保護法施行条例のほか、2件の条例が原案どおり可決されました。

また、令和3年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定について報告があり、これを承認し、令和5年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合予算について、原案どおり可決いたしました。

次に、4月25日に東京都市議会議長会臨時総会が東京自治会館で開催されました。

会務報告が了承され、協議事項では、令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定については、報告のとおり承認されました。

なお、この臨時総会をもって、東京都市議会議長会の新旧役員の交代がありました。

以上の報告につきましては、関田正民前議長の出席によるものであります。

次に、5月25日に関東市議会議長会第89回定期総会が茨城県水戸市にある水戸プラザホテルで、加盟している216市区のうち170市区の参加により開催されました。

会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、地方行政委員会をはじめとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

議事では、会長提出議案として、令和4年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、令和5年度関東市議会議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、都県提出議案については、関東市議会議長会として4件を第99回全国市議会議長会定期総会の議案として提出することを決定いたしました。

都県提出議案であります。議案第1号として、神奈川県市議会議長会から提出された病児保育事業に対する支援拡充等について、議案第2号として、千葉県市議会議長会から提出された教職員における労働環境の改善について、議案第3号として、茨城県市議会議長会から提出された公共施設等適正管理推進事業（除却事業）の財政支援の拡充についてとし、議案第4号として、茨城県市議会議長会から提出された地方議会議員への厚生年金への加入についての要望については予備議案とすることとなりました。

また、令和5年度の関東市議会議長会役員改選については原案どおり可決され、次期総会の開催市は会長市である熊谷市にて開催することが決定されました。

次に、5月29日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び総会が東京自治会館で開催されました。

初めに、理事会についてであります。会務報告のほか、第1委員会から第3委員会までの各委員会の活動状況などの諸報告が行われ、報告どおり承認されました。

議事では、令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算についてを原案どおり認定し、令

和5年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）についてを原案どおり可決しました。

続いて、役員選任については、令和5年度の会長に東村山市議会議員を、副会長に武蔵野市議会議員、国分寺市議会議員、瑞穂町議会議員を選任し、第3委員会の副委員長に東大和市議会から金井康哲議員が選任されました。

また、総会決議として、三多摩地区上下水道及び道路対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

以上の案件を同日開催の総会に提案することで、承認いたしました。

理事会終了後、第61回三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会が開催され、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり報告及び承認されました。

次に、5月30日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

今総会からペーパーレスでの会議が導入されることとなり、Side Books（サイドブックス）を活用し、会議が進められました。

令和5年度の市議会議長会会長に国分寺市議会議員、副会長に国立市議会議員及びあきる野市議会議員が就任されました。

会務報告のほか、協議事項の各市提出議案については、提出議案なしとのことで承認されました。

続いて、日中友好交流事業については、東京都特別区、市、町村と北京市の友好交流の開始以降、長側と議会側の双方で派遣と受入れを毎年交互に実施し、交流を深めてきたものであります。

令和5年度は、議長会からの派遣年度となり、市議会議長会からは2市が派遣されますことから、会長市の国分寺市議会議員及び割り振り表に基づく調整を経て、小平市議会議員を派遣することで了承されました。

なお、実施の有無については、今後特別区議会議長会、町村議会議長会の意向等と合わせて、北京市と協議及び調整を図るとの説明がありました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

〔議長 東口正美君 降壇〕

○副議長（大后治雄君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（東口正美君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（東口正美君） 日程第5 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げるものであります。

御報告申し上げます事項は、令和4年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

初めに、令和4年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

まず、公共用地取得事業につきましては、ございませんでした。

次に、公共用地売却事業につきましては、東大和市からの依頼によりまして2件の売却事業を行っております。

1件目は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地売却事業であります。売却面積は457.23平方メートル、売却金額は1億3,992万9,788円であります。

2件目は、市道第2号線角切用地売却事業であります。売却面積は13.39平方メートル、売却金額は299万7,965円であります。

続きまして、令和4年度東大和市土地開発公社の決算であります。

まず、収入であります。事業収入といたしまして、土地売却収入が1億4,292万7,753円あります。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が206円あります。こちらは普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は1億4,292万7,959円あります。

次に、支出であります。

まず、事業費といたしまして、物件移転補償費が752万458円で、物件移転完了後の後払い分であります。また、支払利息は32万54円で、令和3年度の公共用地取得事業に伴う借入金の支払利息であります。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万6,210円あります。主なものは、法人市民税及び法人住民税であります。

また、事業管理費が550円でありまして、こちらは物件移転補償費の振込手数料であります。

次に、借入金償還金といたしまして1億1,000万円あります。こちらは、令和3年度の公共用地取得事業に伴う借入金の返済であります。

最後に、予備費につきましては支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は1億1,791万7,272円あります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等につきましては、説明を省略さ

せていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

日程第6 第4号報告 令和4年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（東口正美君） 日程第6 第4号報告 令和4年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第4号報告 令和4年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

令和4年度から令和5年度に繰り越しました予算は、各公共施設の空調及び照明設備等の更新に係る実施設計委託、出産・子育て応援事業、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校給食費）など全11事業で、令和4年度東大和市一般会計補正予算第10号及び第11号において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰越しの内容につきまして御説明を申し上げます。

最初に、款項の1つ目として、第2款総務費、第1項総務管理費であります。

1件目は、市民会館空調機器更新工事実施設計委託で、翌年度繰越額は914万4,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

2件目は、市民会館照明設備等改修工事実施設計委託で、翌年度繰越額は295万7,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

3件目は、南街市民センター空調及び照明設備更新工事実施設計委託で、翌年度繰越額は485万3,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

4件目は、桜が丘市民センター空調及び照明設備更新工事実施設計委託で、翌年度繰越額は642万6,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

款項の2つ目として、第4款衛生費、第1項保健衛生費であります。

1件目は、保健事業費における出産・子育て応援事業で、翌年度繰越額は513万9,728円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金342万5,000円、都支出金171万4,728円であります。

2件目は、出産・子育て応援事業で、翌年度繰越額は1億1,047万円、繰越しに必要な財源は、未収入特定

財源の国庫支出金7,364万5,000円、都支出金3,682万5,000円であります。

款項の3つ目として、第10款教育費、第4項社会教育費であります。

1件目は、郷土博物館空調設備更新工事実施設計委託で、翌年度繰越額は1,337万8,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

2件目は、郷土博物館照明設備等改修工事実施設計委託で、翌年度繰越額は231万8,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

款項の4つ目として、第10款教育費、第5項保健体育費であります。

1件目は、市民体育館空調熱源設備更新工事実施設計委託で、翌年度繰越額は692万9,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

2件目は、市民体育館照明設備等改修工事実施設計委託で、翌年度繰越額は257万4,000円、繰越しに必要な財源は一般財源で、同額であります。

3件目は、新型コロナウイルス感染症対策事業費（学校給食費）で、翌年度繰越額は3,315万7,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金3,000万円、一般財源315万7,000円であります。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第 7 第 3号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第 8 第 4号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第 9 第 5号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第10 第 6号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第11 第 7号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第12 第 8号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第13 第 9号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第14 第10号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第15 第11号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第16 第12号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第17 第13号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第18 第14号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第19 第15号同意	東大和市農業委員会委員の任命について
日程第20 第16号同意	東大和市農業委員会委員の任命について

日程第21 第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

○議長（東口正美君） 日程第7 第3号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてから日程第21 第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてまでの15議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） ただいま一括議題となりました第3号同意から第17号同意まで、東大和市農業委員会委員の任命、計15議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現委員の任期が令和5年7月19日をもちまして満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

御提案申し上げました15人は、東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則第7条に規定する候補者評価委員会からの意見を踏まえ、委員に任命することが適当であると認められることから、御提案申し上げるものです。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第3号同意から第17号同意までの15議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第4号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第5号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第6号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第7号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第8号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第9号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第10号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第11号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第13号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第14号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第15号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第22 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（東口正美君） 日程第22 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） ただいま議題となりました第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任に

つきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、町田務委員の任期が令和5年7月22日をもって満了になることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めらるるものでございます。

御提案申し上げました柚木行夫氏は、昭和47年から平成26年3月まで東大和市役所に勤務し、このうち12年以上を土地区画整理の業務において土地の評価等に携わっております。

このことから、豊富な行政経験を有し、人望も厚い柚木行夫氏が適任と考え、東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第23 第32号議案 専決処分の承認について

○議長（東口正美君） 日程第23 第32号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並び

に内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をさせていただきました。

このため、本議会において同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点といたしましては、3点ございます。

1点目は、法人市民税等の納付に係る規定の整備を行うものであります。

2点目は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関し、地方税法の改正に伴い生じた条項ずれにつきまして、条例の規定の整備を行うものであります。

3点目は、軽自動車税の種別割税率の特例に係る規定の整備等を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第41条、第43条、第43条の2、第84条及び第88条の各規定の改正は、地方税法施行規則の様式の追加に伴い、条例においても規定の整備を行うものであります。

付則第10条の2の改正は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理等を行うものであります。

付則第10条の4の改正は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例につきまして、地方税法の改正に伴い、適用期間を延長するものであります。

付則第10条の5の改正は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例につきまして、付則第10条の4と同様に、地方税法の改正に伴い、適用期間を延長するものであります。

付則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例につきまして、地方税法の改正に伴い、適用期間の延長を行うものであります。

付則第16条の2の改正は、付則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

付則第18条の8から付則第18条の12までの改正は、都市計画税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い生じた条項ずれにつきまして、条例の規定の整理を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

附則第2条、附則第3条及び附則第4条は、それぞれ固定資産税、軽自動車税、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第32号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第24 第33号議案 専決処分の承認について

○議長（東口正美君） 日程第24 第33号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。

このため、本議会において同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点といたしましては、2点ございます。

1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げに伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を引き下げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置につきまして、均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準所得額をそれぞれ引き上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の規定であります。 「20万円」を「22万円」に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定であります。第2条第3項における課税限度額の改正に伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、所得割額算定に用いる、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を「100分の2.52」から「100分の2.50」に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

第2条第3項における課税限度額の改正に合わせて「20万円」を「22万円」に改めるとともに、低所得者層

に対する軽減措置の拡充を図るため、世帯の軽減判定基準所得額を5割軽減につきましては「28万5,000円」を「29万円」に、2割軽減につきましては「52万円」を「53万5,000円」に改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） それでは、2点ほど確認をさせていただきます。

1点目が、後期高齢者支援等課税額の課税限度額の引上げに伴い、中間所得者層の負担軽減策としてこの所得割税率を0.02ポイント引き下げるといふこととありますけれども、今回の引下げの対象となる人数と軽減の効果額、全体の額、また個々1人当たりの額はどのようになっているのか伺います。

2点目といたしまして、国民健康保険税の均等割額の低所得者向けの5割、2割の軽減につきまして、対象世帯の軽減判定所得を引き上げるといふこととございますけれども、その対象世帯はどのくらいになるのか、またこの軽減措置によります影響額はどのくらいなのか、この点について伺います。

以上です。

○保険年金課長（吾郷真利君） 1点目の御質問ですが、引下げの対象となる人数は約8,000人で、軽減の効果額は全体で約500万円と見込んでおります。1人当たりの額については、概数から平均額を算出しますと約625円となっております。

2点目の御質問ですが、軽減判定所得の引上げによる影響世帯につきましては約70世帯です。影響額は約190万円減額になると見込んでおります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 3点伺います。

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、20万円から22万円に引き上げられて、先ほども御質疑ありましたが、影響を受ける所得の階層について具体的にどの程度の所得の方が対象となるのか、例えば40代御夫婦でお子さんお二人、夫の給与所得のみとした場合で教えてください。

次に、この後期高齢者支援金等課税額の所得割税率、2.52%から2.50%に引き下げられたということですが、令和4年度の所得割税率がどうだったのか、また国保税の当市6年間で連続の値上げを行いましたけれども、これを行う前の所得割税率、幾らか、数字をそれぞれ教えてください。

それから、均等割額の低所得者向けの5割軽減及び2割軽減について、今およそ70世帯ということと御答弁あったと思うんですが、新たに2割軽減、5割軽減の対象となる世帯それぞれ、この内訳を教えてください。

○保険年金課長（吾郷真利君） まず1点目の御質問ですが、40代の夫婦で小学生の子供2人の世帯として仮定し、世帯の収入が主たる生計維持者の給与所得のみとした場合であります。改正後の内容で限度額に達する所得は、後期高齢者支援金等課税額で約726万円と見込んでおります。

2点目の御質疑ですが、令和4年度の後期高齢者支援金等課税額の所得割税率は2.35%、平成29年度の税率は1.68%となっております。

3点目の御質疑についてです。

今回の軽減判定所得の引上げによりまして新たに2割軽減の対象となりますのは46世帯、また2割軽減から5割軽減の対象となりますのは24世帯と見込んでおります。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、第33号議案 専決処分承認に賛成の立場で討論を行います。

党市議団は、市が行った国民健康保険税の6年間連続値上げに一貫して反対し、引下げや減免策を繰り返し求めてきました。地方税法の改正により国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられたことに伴い、所得割税率が2.52%から2.50%に引き下げられたということですが、そもそもは今年度も国保税を値上げした上で行われたものであり、後期高齢者支援金等課税額の所得割税率は昨年度と比較しても2.35%から2.50%への値上げ、6年間連続値上げ前、平成29年度からの比較では1.68%から2.50%と大幅な負担増となっております。

また、今回の課税限度額の引上げ対象となる世帯は、40代、4人家族でいえば、所得約726万円からの世帯であり、決して富裕層とは言えない世帯にさらなる増税が課せられることとなります。

日本共産党市議団は、市が東京都内でも先行して6年間連続値上げを進めてきたことに改めて反対の立場を示すとともに、多摩26市でトップクラスに高い当市の国民健康保険税の引下げを行うことを強く求めるものです。

しかしながら、均等割額の5割軽減及び2割軽減については、対象世帯の軽減判定所得が引き上げられることにより、新たに5割軽減、2割軽減の対象となる世帯が増えることは歓迎します。

このことから、本専決処分の承認に賛成し、討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第25 第34号議案 専決処分の承認について

○議長（東口正美君） 日程第25 第34号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和5年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。6月4日から新型コロナウイルスワクチンの集団接種を円滑に開始するに当たり、75歳以上の市民の方を対象に、ワクチン接種会場への移動支援としてタクシー利用時の費用の一部を助成すること及び集団接種会場に従事する看護師等に係る傷害保険料が必要になったこと、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設や障害者施設におけるPCR検査及び抗原検査の実施に係る費用を補助すること、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することについて、歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

以上の理由によりまして、今回の補正予算につきましては、それぞれの取組について一日でも早く対応するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月14日に専決処分をさせていただいたものであります。

このため、本議会におきまして同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億7,266万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は1億5,342万7,000円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金及び事業費補助金の計上並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

第16款の都支出金は675万6,000円の増額で、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金の計上であります。

第19款の繰入金金は448万円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第3款の民生費は1億6,412万5,000円の増額で、地域包括ケア推進課、介護保険課及び障害福祉課におけます新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上及び増額並びに子育て世帯生活支援特別給付金事業費の計上によるものであります。

第4款の衛生費は53万8,000円の増額であります、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額によるものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、2点ほど質疑をさせていただきます。

予算書の13ページ、補正予算、新型コロナウイルス感染症対策事業費の先ほどお話をされました75歳以上を対象としたワクチン接種会場までの送迎タクシーの助成金についてでありますけれども、これまでの対象者に対する利用状況についてお伺いいたします。また、今回の対象者人数についてもお伺いをいたします。

続きまして、補正予算の15ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費についてでありますけれども、これに関して対象世帯についてお伺いをいたします。また、直近で大きく収入が減少した世帯をどの程度見込んでいるのか、また手続についてはどのように行うのかお伺いいたします。

以上です。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 補正予算書13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、送迎タクシー助成金についてであります、75歳以上の高齢者のワクチン接種率の向上と高齢者福祉の増進を目的とし、対象となる方のワクチン接種券の送付の際にタクシー券500円券を2枚同封し、送付をするものであります。

これまでの対象者に対する利用状況につきましては、1・2回目接種実施時期においては約5,500枚、3回目接種、4回目接種、5回目接種時期においては、約4,000枚の実績がありました。75歳以上の高齢者数が約1万2,500人であることから、利用率といたしましては約16%から23%でありました。

今回の対象者の人数につきましては、75歳以上の高齢者のうち、初回接種、1・2回目接種になりますが、初回接種済みの方、約1万300人で、そのうち2割の方がタクシー券を利用されると見込んでおります。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書15ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費についてでございますが、対象世帯についてですが、ひとり親世帯につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当受給者や公的年金等を受け取っていることで児童扶養手当を受給していない方、物価高騰の影響を受け令和5年1月以降の収入が児童扶養手当の支給要件と同様の水準まで家計が急変した方でありました。

ひとり親世帯以外の対象世帯につきましては、令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者や、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する方で令和5年度市町村民税均等割非課税の方、または物価高騰の影響を受け令和5年1月以降の収入が市町村民税均等割非課税と同様の水準まで家計が急変した方となっております。

物価高騰の影響を受け家計が急変した世帯の見込数でございますが、330世帯程度と見込んでおります。

受給の手続につきましては、児童扶養手当受給者及び令和4年度給付金受給者につきましては申請不要で、市から支給のお知らせを送付後、口座へ振り込みます。そのほかの方につきましては申請が必要となります。申請書は市窓口または市公式ホームページからダウンロードで入手することが可能となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） それでは、お伺いします。

補正予算書13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、5類への移行後もタクシー券の助成や高齢・障害施設へのPCR検査及び抗原検査の実施は必要な対策だというふうに思うんですが、一方で埼玉県や福岡県でコロナの集団感染により学校が休校になるなどの報道もあり、小・中学校や保育園・幼稚園、学童保育などでも今後も市として必要なコロナ対策を講じる必要があると思うんですが、検査体制など現状どのようになっているのか、また今後の対応について伺います。

次に、補正予算書15ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費のことで、もうこれは専決処分されているということだったので、申請を必要としない世帯についてはいつ支給、振り込みがされたのか伺いたいのと、それから、大きく収入が減少し家計が急変した世帯への手続について、申請書をホームページからダウンロードとかってということが御答弁あったんですけども、申請漏れがないように周知を徹底して手続などの御案内をしていただきたいんですが、そのあたりどのようになっているのか伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、小・中学校の検査体制の現状につきましては、基本的対処方針及びガイドラインの廃止に伴い、5月8日以降、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となっており、検査体制については特段の対応はございません。

今後の対応につきましても、国や都の対応方針にのっとり進めてまいります。

以上でございます。

○保育課長（石川正憲君） 保育園・幼稚園におきましては、これまで抗原検査やPCR検査に関しまして市内の保育施設等と情報共有を図り、対応をしておりました。また、日常における基本的な感染対策につきましては個人の判断に委ねることが基本となっていることから、手指消毒や検温など、必要に応じて各保育施設等において対応しております。

今後につきましても、国や都の対応方針などについて市内の保育施設等と情報共有を図り、進めてまいります。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所におきましては、現状では抗原検査ですとかPCR検査に関しまして、これまでも受託事業者のほうに情報提供をしてございましたけれども、5類へ移行となりました今後につきましても、国や都の方針に沿う方向で対応を考えております。また、換気や手指消毒といたしました基本的な対策につきましては、引き続き継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書15ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございますが、申請不要のプッシュ式による支給が可能な方のうち、ひとり親世帯の方については5月29日、ひとり親世帯以外の方へは6月2日に既に支給しております。

申請が必要な家計急変世帯の方につきましては、市報や市公式ホームページで周知をしているほかに、児童

扶養手当の申請に来た方には窓口で制度を御案内したり、令和5年度非課税世帯の方で本給付金を未受給の方には個別に勧奨するなど、申請に漏れがないように周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、第34号議案 専決処分承認の賛成の立場で討論を行います。

専決処分された補正予算（第1号）でコロナワクチン接種会場へのタクシー券の助成や高齢・障害施設へのPCR検査及び抗原検査の実施に係る経費が計上されています。接種会場への移動支援や高齢・障害施設へのPCR等検査については、党市議団としても市長申入れや一般質問等で繰り返し求めてきたことであり、歓迎します。

新型コロナの感染症法上の位置づけが5類になりましたが、感染力や感染時の症状が軽くなるわけではありません。全国では学校での集団感染による休校の事例もあり、引き続き小・中学校や学童保育所、保育園・幼稚園等での検査等を市として行うなど必要な対策を求めます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、大きく収入が減少した家計急変世帯に対して申請漏れがないよう周知を徹底することを求め、賛成討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第26 第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第27 第36号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第26 第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第27 第36号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、第36号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の2議案は、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、引用している厚生労働省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたことから、整合を図るため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。第27条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

次に、第36号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。第16条第1項第4号及び第46条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第35号議案と第36号議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、
本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（東口正美君） 採決いたします。

第36号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について

○議長（東口正美君） 日程第28 第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供
します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定につつま
して、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市民会館につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を平成21年4月1
日から導入し、指定管理者による施設の管理運営を行ってまいりました。

東大和市民会館の現在の指定管理者の指定の期間が令和6年3月31日までとなっていることから、改めて東
大和市民会館条例第16条の規定に基づきまして、当該施設の管理、運営を行う指定管理者を公募し、選定いた
しました。

その結果、次に申し上げます団体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び
東大和市民会館に関する条例第16条第4項の規定に基づきまして御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、東大和市民会館であります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者は、株式会社コンベンションリンクージ、東京都千代
田区三番町2番地、代表取締役、平位博昭であります。

3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により、応募団体の2団体を第1次審査通過
団体といたしました。その後、第2次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市民会館の指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計
画書、収支予算書を御配付しております。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第29 第37号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（東口正美君） 日程第29 第37号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和5年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、市民会館など公共施設の空調及び照明設備等更新工事に係る経費、国から示された住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を対象者の拡充及び金額を上乗せして実施するための経費、保育所等における送迎バスの置き去り防止や午睡時の事故防止等に係る補助金、新型コロナウイルスワクチンの追加接種等に係る経費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰に対する各事業費の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億383万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354億7,649万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加及び変更は第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更は第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は8億3,747万8,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額等であります。

第16款の都支出金は8,681万6,000円の増額で、保育所や私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業

費補助金の計上等であります。

第19款の繰入金は3億2,557万4,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

第21款の諸収入は2,496万4,000円の増額で、デジタル基盤改革支援補助金等の計上等であります。

第22款の市債は2,900万円の増額で、市民会館及び南街市民センターの空調及び照明設備等更新事業債の増額並びに市民会館非常用発電設備更新事業債の計上等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は3億4,987万2,000円の増額で、福祉関係返還金の計上及び庁舎管理費の増額等であります。

第3款の民生費は5億2,624万4,000円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費及び保育環境改善等事業費の計上等であります。

第4款の衛生費は3億6,381万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額及びもうすぐママ応援給付金事業費の計上等であります。

第7款の商工費は34万円の増額で、消費者保護対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は6,356万5,000円の増額で、体育施設運営費の増額及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正であります。

1の追加であります。1つ目は包括施設管理業務委託で、期間につきましては令和5年度から令和10年度までとし、限度額は16億5,395万5,000円であります。

下から4つ目は、第二小学校エレベーター改修工事で、期間につきましては令和6年度とし、限度額は351万8,000円であります。

残る9件につきましては、各公共施設におけます空調及び照明設備等更新工事に係る監理委託または実施設計委託で、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

5ページをお開きください。

2の変更であります。

各公共施設におけます空調及び照明設備等更新工事について、いずれも空調機器の環境性能に係る認証を受けることにより、より一層の省エネルギー化の推進並びに有効な地方債を活用するに当たり工事価格が増額したことなどに伴い、限度額を補正するものであります。

6ページを御覧ください。

第3表地方債補正で、1の追加であります。

公共施設の老朽化対策に係る借入れで、起債の目的は、市民会館非常用発電設備更新事業、限度額は630万円であります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2の変更であります。

1つ目の市民会館空調及び照明設備等更新事業は、限度額を7,050万円から8,490万円に、2つ目の南街市民センター空調及び照明設備更新事業は、限度額を3,240万円から4,070万円に増額するものでありますが、対象事業費の増に伴うものであります。

以上であります、事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(神山 尚君) それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金は8億3,747万8,000円の増額であります。

1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は1億6,786万8,000円の増額であります、ワクチンの追加接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増額であります。

2項国庫補助金は6億6,961万円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は4億7,979万円の増額であります。

1節総務管理費補助金は382万4,000円の減額であります、歳入予算の組替えに伴いますマイナポイント事業費補助金の減額であります。

2節戸籍住民基本台帳費補助金は804万7,000円の増額であります、国のマイナポイント第2弾の事業期間の再延長及び予算の組替えに伴います個人番号カード交付事務費補助金の増額であります。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4億7,556万7,000円の増額であります、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の限度額が示されたこと等に伴う国庫補助金の計上であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1,254万円の増額であります、保育所等におけます送迎バスの安全装置や午睡時の事故防止などの安全対策に対する保育対策総合支援事業費補助金の増額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1億7,337万円の増額であります、ワクチンの追加接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は393万7,000円の増額であります、GIGAスクールの運営支援に係る公立学校情報機器整備費補助金の計上であります。

8目デジタル田園都市国家構想交付金は2万7,000円の減額であります、内示額が示されたこと等に伴う国庫補助金の減額であります。

11ページをお開きください。

16款都支出金は8,681万6,000円の増額であります。

2項都補助金は8,581万6,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は6,157万7,000円の増額であります。子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は30万円の増額であります、保育施設におけます学校110番回線のIP網への移行によるものであります。保育課の3つ目、保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金は5,846万円の計上であります、保育所等におけます送迎バスの安全装置や午睡時の事故防止などの安全対策に対する都補助金の増額であります。

8目教育費都補助金は2,423万9,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は923万9,000円の増額であります。3つ目の校内別室指導支援員配置事業補助金は676万円の計上であります、校内の別室であれば登校できる児童・生徒の校内別室指導支援員配置事業に係る都補助金の計上であります。

6節幼稚園費補助金は1,500万円の増額であります。私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金も同額であります。私立幼稚園等におけます送迎バスの安全装置や午睡時の事故防止などの安全対策に対する都補助金の計上であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は100万円の増額であります。T o k y oスポーツライフ推進事業委託金の計上であります。

13ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3億2,557万4,000円の増額であります。補正予算(第2号)の財源調整として財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

15ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は2,496万4,000円の増額であります。

企画政策課の人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金は280万円の計上ですが、マタニティ雑誌等への広告や「出張!なんでも鑑定団 i n 東大和」の開催に係る交付金の計上であります。

デジタル政策課のデジタル基盤改革支援補助金は2,036万4,000円の計上ですが、自治体情報システムの標準化・共通化の導入に伴い必要となるネットワークシステムの整備等に係る地方公共団体情報システム機構からの補助金の計上であります。

地域振興課の自治総合センターコミュニティ助成金は180万円の計上ですが、自治会の備品購入等に係る助成金であります。

17ページをお開きください。

22款1項市債、1目総務債、1節総務管理債は2,900万円の増額であります。1つ目と2つ目の市民会館と南街市民センターの空調及び照明設備等更新事業債は、それぞれ1,440万円、830万円の増額となっております。起債対象事業費の増に伴う増額であります。3つ目の市民会館非常用発電設備更新事業債は630万円の計上ですが、財源確保のため、市債を新規計上するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は13億383万2,000円の増額で、補正後の予算額は354億7,649万5,000円となるものであります。

19ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は3億4,987万2,000円の増額であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は2,725万4,000円の増額ですが、老朽化に伴う庁舎衛生配管設備等更新工事費の増額及び庁舎食堂業務用炊飯器購入費の計上であります。

10目電算管理費は3,187万2,000円の増額であります。1の情報システム管理・運営事業費は2,091万4,000円の増額ですが、自治体情報システムの標準化・共通化の導入に伴い必要となるネットワークシステムの整備等に係る電算機器・システム保守等委託料の増額であります。2の社会保障・税番号制度推進事業費は1,095万8,000円の増額ですが、マイナポイント第2弾の事業期間の再延長に伴う社会保障・税番号制度関連システム修正委託料等の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は2,454万3,000円の増額ですが、物価高騰等に伴う市民会館空調及び照明設備等更新工事費の増額等であります。

21ページをお開きください。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は196万1,000円の増額であります、自治会用備品購入費の計上等であります。

13目市民センター費は218万6,000円の減額であります。5の上北台市民センター管理費は440万5,000円の減額、7の南街市民センター管理費は920万円の増額、1つ飛ばして10の向原市民センター管理費は438万3,000円の減額、23ページをお開きください、1つ飛ばしまして13の清原市民センター管理費は376万7,000円の減額であります。それぞれ主に空調及び照明設備等の更新に係る実施設計委託料及び工事費の補正予算であります。いずれも空調機器の環境性能に係る認証を受けることにより一層の省エネルギー化の推進を図るとともに、有利な地方債を活用するに当たり、実施設計委託料につきましては2か年事業となるため、債務負担行為を設定の上、令和5年度予算については減額となるものであります。また、更新事業費につきましては、物価高騰等に伴い増額となるものでございます。

15目諸費は2億6,642万8,000円の増額で、4の福祉関係返還金も同額の計上ではありますが、令和4年度の精算に伴う福祉関係返還金の計上であります。

25ページをお開きください。

3款民生費は5億2,624万4,000円の増額であります。

1項社会福祉費は4億2,435万4,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費、21の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費は3億8,802万2,000円の計上ではありますが、国から示された令和5年度の住民税が非課税となった世帯のほか、家計急変世帯及び住民税所得割のみ非課税世帯を加えた対象世帯に対し、交付金の積算根拠である3万円に5,000円を上乗せして1世帯当たり3万5,000円を給付するための経費を計上するものであります。

3目老人福祉費は、2,003万2,000円の増額であります。

27ページをお開きください。

15の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,960万円の計上ではありますが、介護サービス事業所物価高騰対応助成金の計上であります。

4目障害者福祉費、14の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,630万円の増額ではありますが、障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の計上であります。

2項児童福祉費は1億189万円の増額であります。

2目児童措置費は1億147万円の増額であります。10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2,830万円の計上ではありますが、保育施設等物価高騰対応助成金の計上であります。11の保育環境改善等事業費は7,100万円の計上ではありますが、送迎バスの安全装置や午睡時の事故防止などの安全対策に対する保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金の計上であります。

29ページをお開きください。

7目学童保育所費、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は42万円の計上ではありますが、物価高騰対策に係る民間学童保育所補助金の計上であります。

31ページをお開きください。

4款衛生費は3億6,381万1,000円の増額であります。

1項保健衛生費は3億5,781万6,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は1,657万8,000円の増額で、9のもうすぐママ応援給付金事業費も同額の計上でありま

すが、出産を控える妊婦等の対象者に対し2万円の応援給付金を支給するものであります。

2目予防費は3億4,123万8,000円の増額で、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額であります、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る経費の増額であります。

33ページをお開きください。

2項清掃費、1目清掃総務費、2の清掃管理事務費は599万5,000円の増額であります、ごみの収集に対する問合せについてより円滑な対応を図るためのごみ収集支援システム導入委託料の計上等であります。

35ページをお開きください。

7款1項商工費、4目消費経済対策費、1の消費者保護対策事業費は34万円の増額であります、会計年度任用職員の採用に係る特別旅費の減額及び費用弁償の増額であります。

37ページをお開きください。

10款教育費は6,356万5,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は816万1,000円の増額であります。11の学校行事・部活動等運営支援事業費は100万円の増額であります、市がT o k y oスポーツライフ推進事業の指定地区に選定されたことに伴う講師謝礼の計上等であります。13の教育センター運営費は676万1,000円の増額であります、クラスには入れませんが校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、校内サポートルームを設置し校内別室指導支援員を配置するための会計年度任用職員報酬等の増額であります。

15の学力・授業力向上推進事業費は40万円の増額であります、学力格差解消推進校として第三中学校が東京都の指定を受けたことに伴う補助金の計上等であります。

2項小学校費、1目学校管理費は243万3,000円の増額であります。

39ページをお開きください。

2の小学校環境整備事業費は230万円の増額であります、令和4年度に実施を見送った第二小学校エレベーター改修工事につきまして部品調達の見込みが立ったため、当該工事費を計上するものであります。

4項社会教育費は367万円の減額であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は440万4,000円の減額であります、中央図書館空調及び照明設備等更新工事実施設計委託料の減額であります。空調機器の環境性能に係る認証を受けることにより、一層の省エネルギー化の推進を図るとともに、有利な地方債を活用するため、2か年事業となることから、債務負担行為を設定の上、減額するものであります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は73万4,000円の増額であります、防火シャッターの修繕に伴う施設修繕料の増額であります。

5項保健体育費は4,164万1,000円の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は2,480万円の増額であります、部品調達のため、受変電設備工事を先行発注することに伴う市民体育館空調及び照明設備等更新工事費の増額であります。

3目学校給食費は1,684万1,000円の増額であります。

41ページをお開きください。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,563万1,000円の計上等であります、学校給食食材料費高騰対応助成金の計上等であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、2幼稚園事業費は1,500万円の増額であります、送迎バスの安全装置や

午睡時の事故防止などの安全対策に対する私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は13億383万2,000円の増額で、補正後の予算額は354億7,649万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず補正予算書の9ページ、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関してでございますけども、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策が主な内容となっていると認識をしております。

公明党といたしましても、尾崎前市長と和地新市長に対して様々な観点から物価高騰対策を要望してまいりましたが、補正予算を組むに当たってどのような検討がなされたのかお伺いをいたします。

次に、補正予算書26ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費についてでございますけども、対象者の拡充及び金額の上乗せを行うということでございますけども、どのような政策判断があったのか、また具体的に対象となる世帯をどの程度を想定しているのかお伺いをいたします。

次に、補正予算書28ページ、介護サービス事業所物価高騰対応助成金及び障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金についてでございます。

助成額等について、介護サービス事業所には1法人当たりの上限設定がないのに対しまして、障害福祉サービス事業所には上限額の設定がなされている、この理由についてお伺いをいたします。

次に、補正予算書の28ページ、保育施設等物価高騰対応助成金についてでございます。

この間、保育園等からは物価高騰対策についてどのような要望等があったのか、また対象となる施設の数と交付する金額の配分方法についてお伺いをいたします。

同じく補正予算書の28ページ、保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金と、42ページの私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金についてでございます。

こちらの具体的な事業内容と、どのような効果があると考えておられるのかお伺いをいたします。

最後に、補正予算書の32ページ、もうすぐママ応援給付金事業費についてでございますけども、令和4年度に実施していただいても喜ばれた事業の同じような制度に準じて行われるという予定とのことでございますけども、令和4年度の実績と効果について伺いたいのと、また内容や手続等について改めてお伺いをいたします。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書9ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございますが、今回の補正予算に係ります交付金は、国は、電力・ガス・食料品等高騰重点支援地方交付金としまして、低所得世帯支援枠分と推奨事業メニュー分、この2つの内訳を設けてございます。前者につきましては、交付額の算定基礎が住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を限度額の基礎として算定をされておりました、国から示されたとおりの補正予算を編成しているところでございます。また、後者につきましては、国

から限度額とともに推奨事業が示されていることから、それらを参考にしながら、全庁的な調査を実施した上で予算を編成したところでございます。

その検討の中で、住民税非課税世帯に対する給付金については、これまで対象となっていた家計急変世帯が今回は支給の対象となっていなかったこと、また住民税所得割のみ非課税世帯につきましては、これまで給付金の支給対象となっていなかったことなどを考慮いたしまして、対象を拡大し、給付額も上乘せをしたところでございます。また、妊婦等に対します応援給付金につきましては、令和4年度の終盤に給付の期間を終えましたが、それ以降に妊婦になるなど対象となられた方に対し継続的に支援ができるよう市長から御指示をいただきまして、予算化をしたものでございます。

そのほかにつきましては、全庁的な調査を行い、事業所からの要望等も参考としながら物価高騰対策に取り組むものでございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書26ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費についてでございますが、まず対象者の拡大につきましては、従来の均等割非課税世帯に加えまして、住民税均等割が課税ではありますが所得割が非課税の世帯である世帯につきましても、広範にわたる品目におきまして物価高騰の影響を受けている状況を鑑みまして、対象者を拡大したものでございます。また、1世帯当たり3万円に加え5,000円の金額を上乘せいたしましたのは、所得が低く物価高騰の影響を受けやすい上に、物価高騰の収束が見通せないことを鑑みまして、当市で活用できる予算額の範囲内で金額の上乘せをしたものであります。

次に、対象の世帯につきましては、合計で約1万100世帯を想定しております。内訳につきましては、住民税非課税世帯が9,000世帯、住民税均等割が課税ではありますが所得割が非課税の世帯、これが1,000世帯を想定しております。また、家計急変世帯の給付金の対象世帯につきましては100世帯を想定しております。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書28ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における物価高騰助成金についてでございますが、障害福祉サービス事業所におきましては、市内で1事業所のみ運営している法人もあれば、多くのサービスを展開している法人もございます。障害福祉サービス事業所におきましては、複数の障害福祉サービスの指定を受けている場合においても、介護事業所よりも比較的小さい事業所での運営も多く、障害福祉サービスの指定事業数に比例して支給をすると助成金の支給額につきまして法人間に大きな差が生じてしまうということが考えられますことから、前回と同様、一定の上限を設けたものでございます。

以上でございます。

○保育課長（石川正憲君） 私のほうからは、2点御答弁させていただきます。

まず、補正予算書28ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における保育施設等物価高騰対応助成金についてでございますが、保育施設運営事業者からは、令和4年度に引き続き物価高騰による影響が大きく、運営に苦慮しているといったような声をいただいております。

また、対象となる施設の数及び助成金の配分方法につきましては、昨年と同様、市内31の保育施設等を想定し、各施設の定員により、助成金の算定をしまいたいと考えております。

続きまして、補正予算書28ページ、保育環境改善等事業における保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金、同じく補正予算書42ページ、幼稚園事業費における私立幼稚園等の送迎バス等安全対策支援事業費補助金についてでございますが、事業内容につきましては、送迎バスの子供の置き去り防止に必要な装置・

機器の購入等に関する経費と、施設外・施設内活動中の事故防止対策に必要な機器の購入等の経費に対する補助事業でございます。

効果といたしましては、装置や機器を設置することでバスにおける園児の置き去り防止と、保育中における見失い、また飛び出し、睡眠中の事故などの防止を図り、安全かつ安心な保育環境の確保や保育士の事務負担軽減に資するものと考えてございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書32ページ、もうすぐママ応援給付金事業費についてありますが、令和4年度の実績と効果について申し上げさせていただきますと、令和4年度に実施しました子育て応援給付金事業につきましては、児童を養育する方と妊婦の方、合わせて7,179人、児童等の人数で申し上げますと1万1,304人へ給付を行いました。

効果につきましては、物価高騰に対する一助となったほか、養育者等の所得制限を設けることなく、ひとしく子供たちへ給付金を支給できたことが挙げられます。

以上です。

○健康推進課長（幸村有紀君） 同じく補正予算書32ページ、もうすぐママ応援給付金事業費についてですが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている妊婦の方に対し経済的な支援を行うことを目的とした市独自の給付金事業であります。

内容といたしましては、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方に対して、母子健康手帳交付1件につき2万円を給付いたします。手続につきましては、L o G oフォームによる申請、または申請書を御郵送いただき、後日、指定の口座へお振り込みいたします。既に母子健康手帳の交付が済んでいる方につきましては、保健センターから御案内をお送りする予定としております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。

1点だけ確認をさせていただきます。

補正予算書の28ページと42ページの送迎バス等安全対策支援事業補助金についてでございますけれども、先ほどの御説明で事故防止対策について様々ございましたけれども、置き去りに関しては何となくイメージがつくんですけれども、それ以外の見失いや飛び出し、睡眠中の事故に関して、どのような装置や機器を設置するのか教えていただければと思います。

○保育課長（石川正憲君） 補正予算書28ページ、保育環境改善等事業費における保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金、同じく補正予算書42ページ、幼稚園事業費における私立幼稚園等の送迎バス等の安全対策支援事業費補助金についてでございます。

具体的な装置というようにお話をいただきました。具体的な装置や機器につきましては、一つ例として挙げますと、置き去り確認装置につきましては、エンジン停止時に車内に確認音声ガイダンスが流れます。それで車内の確認後、車内後方にあるボタンを押すとアナウンスが停止するものであったり、またエンジン停止後に車内センサーが作動しまして、動きや振動を検知して車外アラーム——車の外にアラームを鳴動するなどの装置がございます。また、見失いにつきましては、GPSやブルートゥースを活用した子供の見守りシステムであったり、飛び出し防止については保育所から飛び出した際の防止をする柵立てであったり、午睡時におきましてはベビーセンサーや無呼吸時のアラームなどの装置がございます。

今後各保育施設等におきまして必要な装置・機器を選定し、事故防止策を講じていくということで予定をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何点か伺います。

補正予算書16ページの人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金なんですけれども、この交付金の概要と、対象事業にはどのようなものがあるのか、また今後の活用の見通しについて伺います。

次に、補正予算書28ページ、保育施設等物価高騰対応助成金で、今の御答弁も聞いてまして、令和4年度に行った同様の事業だというふうに思ってますけれども、前回との今回違いがあるのか、対象期間などをお伺いしたいのと、それから前回の助成金は光熱費や食材費の物価高騰している下で、保護者からの実費徴収の値上げをしないことを条件に市内保育施設等に助成をする事業だったというふうに思うんですけれども、前回助成を受けずに保護者負担が増えた施設があったのかどうか、もしあればどのくらいあったのか、またそれを受けて今回の事業、どのように保護者負担を、実費徴収、値上げをしないように、そういうふうにするのか、その効果についてどのように認識されているのか伺います。

それから、補正予算書28ページの保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金と、42ページの私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金、今の詳しい御答弁を伺ったんですけれども、対象となる施設が何園になるのか、また送迎バスについては何園、何台になるのか教えていただければと思います。

それから、補正予算書38ページの教育センター運営費、校内サポートルームの設置に対する会計年度任用職員の報酬、これが計上されているかと思うんですけれども、これ何人分になるのか。現在一中のサポートルームから先生が1人、五小の校内サポートルームに行ってると思うんですけれども、そのあたり、一中のサポートルームのこれまでの教員体制が維持されるのかどうかなど、その辺のことを教えてください。

それから、この会計年度任用職員の方の——支援員ですね、資格等、条件、どのようになっているのか伺います。

それから、補正予算書38ページの学力格差解消推進校事業補助金ですけれども、どのような学習支援を行うのか具体的な内容を伺います。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 補正予算書16ページ、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金のまず概要につきまして御説明申し上げます。

公益財団法人の地域社会振興財団から交付される交付金でありまして、高齢社会対策大綱や少子化社会対策大綱、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの実現に資するために行う事業に対する交付金となっております。対象事業としましては、健康づくり推進事業だったり少子化対策事業、地方移住・関係人口創出事業などとなっております。

当市のほうの充当する予定としましては、先ほど企画財政部長からも申し上げましたとおり、マタニティ雑誌への広告の掲載、また「なんでも鑑定団 in 東大和」の開催の経費、またもう一つ、インターネット広告の掲載の経費に充当する予定となっております。

今後についてでありますけれども、この交付金につきましては国や地方公共団体の補助を受けていないことや単年度事業であることということが対象になっておりまして、来年度以降の活用については未定となっております。

以上でございます。

○**保育課長（石川正憲君）** 私のほうからは2点、補正予算書28ページ、保育施設等物価高騰対応助成金についてでございますが、令和5年度におきましても、令和4年度と同様に、令和5年度中に施設の利用者から徴収する費用を値上げしない施設に対しまして助成する事業でございます。

令和4年度につきましては、市内31の対象施設のうち27施設に助成をいたしました。未助成の4施設のうち3施設が未申請であり、残りの1施設については対象外ということでございました。効果といたしましては、引き続き利用者の経済的な負担増を抑制し、保育サービスの継続的な提供に資するものというふうと考えてございます。

続きまして、補正予算書28ページ、保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金、同じく補正予算書42ページ、私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金についてでございますが、対象となる施設につきましては、来年度、第二給食センター跡地に開設を予定しております保育園を含む市内32の施設となっております。また、バスにつきましては市内の7施設、18台を予定してございます。

以上でございます。

○**教育部参事（小野隆一君）** 補正予算書38ページ、教育センター運営費について、校内別室指導員の人数についてございました。

今考えておりますのは、2名分考えております。現在1名が第五小学校に配置されておりますが、今回新たに、さらに第五小学校及び第三中学校にそれぞれ1名ずつ、校内別室指導員、指導支援員を配置する予定でございます。そうすることによりまして第五小学校は2名になるという形になりまして、その1名分をサポートルームに戻すかどうかというのは今後また調整を図ってまいりたいと考えております。

また、指導員の資格でございますが、小学校教諭一種・二種免許状もしくは中学校教諭一種・二種免許状のいずれかの資格を有する者としてございます。

続きまして、補正予算書38ページ、学力格差解消推進校事業補助金について、学習支援の内容であります、学力格差解消推進校において加配により配置された教員を中心に、外部指導者の確保や補習教室の実施、教育環境の整備などに取り組み、組織的に学力向上のための取組を推進してまいります。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 補正予算書28ページの保育施設等物価高騰対応助成金のところで、この助成を受けなかった施設が4施設で、1施設は対象外、3施設は申請がなかったということなんですけど、これはちょっとどういうことなのか、結局保護者負担、実費徴収など、値上げをしたということなのか、ちょっとそのあたりもし分かれば教えてください。

それから、補正予算書38ページの教育センター運営費、校内サポートルームのところですけども、この補助金は何か上限などあるのか、全体としての人数は増えるということだと理解したんですけども、教員体制は維持して、これまでの教員体制を維持していただきたいと思っておりますので、例えば1校当たり何人とかという上限があるのか、金額的な上限があるのか、その辺を教えてください。

それから、補正予算書38ページの学力格差解消推進校事業補助金ですけども、この内容についてはまだこれからという、具体的にどういうことをやるのかというのはこれからなのか、ちょっとそのあたり教えていただければと思います。

○**保育課長（石川正憲君）** 補正予算書28ページ、保育施設等物価高騰対応助成金についてでございます。

未助成4施設のうち3施設が未申請ということではありますが、こちらの施設につきましては値上げ等せずに、

助成金の申請がただただなかったという施設でございます。残りの1施設につきましては、値上げをすることによってこの助成金の対象から外れてしまったという形で対象外ということになっております。

以上でございます。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書38ページ、教育センター運営費について、その補助額の上限等についてでございますけれども、市教育委員会が1校当たりには支出した経費と540万円を比較しまして少ない額を東京都が10分の10補助するという形になっております。

続きまして、補正予算書38ページ、学力格差解消推進校事業補助金の取組内容についてでございますが、こちらは第三中学校のほうで内容のほうを検討を進めているところでございまして、教育委員会も連携して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 補正予算書20ページ、情報システム管理・運営事業費ですけれども、自治体情報システムの標準化・共通化とはどういうことで、どのようなスケジュールで進めているのか、本市における進捗状況について伺います。

同じく、同じところですがけれども、20ページですがけれども、住民の暮らしに役立つデジタル化について反対するものではありませんけれども、この標準化・共通化については、自治体の独自施策の維持・拡充ができなくなるのではないかという指摘や自治体負担の問題など様々な懸念が上がっています。

全国市長会も2022年9月29日に地方公共団体情報システム標準化基本方針に関する意見を提出し、標準化対象外の業務や都市自治体が独自で実施する施策について、統一・標準化が施策継続の弊害とならないよう地域特性を踏まえた対応を可能とすること、住民サービスへの不利益が生じないよう万全の対策を講じること、住民サービスの低下を招くことなく懸念を示すとともに、財政措置を含めた支援を国に求めています。

特に自治体の独自施策継続の弊害となつてはならないという指摘は重要と考えますが、本市の対応について伺います。

それから、22ページで、市民協働事業費、自治総合センターコミュニティ助成金で、自治会用に必要な備品購入に充てるということですが、内容について伺います。

関連して、東京都で、関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金で地域防災力の向上を目指すというふうにしていますけれども、これを大いに活用して地域防災力向上を図るべきと考えますが、市の取組状況についても伺います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 補正予算書20ページ、情報システム管理・運営事業費におけますシステムの標準化・共通化についてでございます。

自治体情報システムの標準化・共通化は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、こちらに基づきまして、住民基本台帳などの20の業務のシステムについて、令和7年度末までに国が定める仕様に準拠したシステムに移行させるものでございます。

本市におきましては、システム事業者との調整の結果、一部を除きまして、対象業務のほとんどにつきまして令和6年10月に標準化システムへ移行する予定となっております。

続きまして、2点目、同じく補正予算書20ページ、システム標準化・共通化についてでございます。

自治体情報システムの標準化・共通化の対象外となっておりますシステムの取扱いにつきましては地方公共団体の裁量によることとされております。ですので、システム事業者と適切に調整を行いながら、施策継続に

支障のないように対応してまいりたいと考えております。

市の財政負担につきましては、標準化・共通化に伴い多額の費用が見込まれますことから、国において必要な財政措置を講じるよう、機を捉えまして要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○地域振興課長（池田 剛君） 補正予算書22ページ、市民協働事業費における備品購入についてでございますが、自治会活動の活性化を図るための備品の整備といたしまして、餅つきセット、音響設備、アルミ製の折り畳み式リヤカーなどの購入を予定しております。また、関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金につきましては各自治会に御案内しているところでありまして、既に幾つかの自治会から当該助成金の活用を検討されていると伺っているところでございます。

地域の防災力の向上、地域コミュニティーの活性化に資するため、当該助成金が広く活用されるよう、引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一です。私は、公明党を代表し、令和5年度東大和市一般会計補正予算（第2号）に対して賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行して1か月余り、感染対策が個人の判断となり、地域活動や社会経済活動が活発化してきました。5類へ移行しても、すぐに日常が戻るわけではありません。昨今の物価高の影響が拍車をかけ、多くの人々が生活を立て直していないのが現状でございます。

第2号補正予算では、質疑でも確認をさせていただきましたように、私ども公明党会派として求めてまいりました物価高騰対策と生活支援の拡充がコロナの影響とともに物価高騰で苦しい状況を強いられている市民や事業者にきめ細かな支援策として数多く反映されていることを高く評価いたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費では、従来の非課税世帯に加えて、広範にわたって物価高騰の影響を受けている状況を鑑み、対象者が拡大されます。また、1世帯当たり3万円に加え5,000円の金額が上乗せされることは、当市で活用できる予算額の範囲内で金額の上乗せをしたものであり、高く評価いたします。

保育施設等物価高騰対応助成金、学校給食食材料費高騰対応助成金では、保護者の実費負担増を抑制し、さらに副食や給食の質の維持にも取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。今後とも安全・安心で子

供たちが喜ぶ給食の提供をよろしく願いいたします。

送迎バス等安全対策支援事業補助金では、これまでも子供たちの安全や安心を第一に保育の環境を整えてくださっていることに感謝しておりますが、さらなる対策が講じられることによって、より安全かつ安心な保育環境の確保や保育士の事務負担の軽減に資することを期待いたします。

もうすぐママ応援給付金事業費では、令和4年度に実施され、多くの方から喜びの声を頂きました。引き続き、養育者等の所得制限を設けることなくひとしく給付金が支給されることを高く評価いたします。

最後に、物価高騰から市民生活を守るために迅速に対応していただいた市長及び担当職員の御尽力に感謝を申し上げます。

以上、公明党を代表しての賛成討論といたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 第37号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算(第2号)について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

自治体情報システムの標準化・共通化の準備経費が計上されています。当市でも18歳以下の子ども医療費の完全無償化に進もうとしているわけですが、国は子ども医療費助成によって無駄な受診が増えるかのようなことを言って背を向けています。こうした自治体独自の施策が標準化・共通化によって維持・発展できなくなってしまうことのないよう、また財政措置も含めて自治体負担とならないよう、国にしっかりと意見を言い、監視していただくよう要請します。

質疑の中で、東京都の関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金の活用をお願いしましたが、市長の公約でもある地域防災力の向上に向けた取組の強化を求めます。

保育所等における送迎バスの置き去り防止等や午睡時の事故防止に関わる補助金が全額国・都の財源で追加計上されました。必要な補助です。同時に、こうした事故の背景には、国際的にも大変遅れた保育士配置基準や低賃金があり、抜本的引上げが必要です。第1回定例会では、日本共産党が提案し、全議員が提出者となって保育基準と保育士の処遇の抜本改善を求める意見書が可決されました。厚労省では配置基準を変えずに補助金増額で対応するとの報道もありますが、基準と処遇の抜本改善を求めるものです。

新型コロナウイルス感染対策としては、全額国の財源でワクチンの追加接種費用が計上されました。第9波が懸念されていて必要な対策です。また、補正第1号では、高齢者施設や障害者施設のPCR検査、抗原検査に係る補助金が全額都の財源で計上されています。クラスターを防止し命を守る上で必要な措置ですが、運動会を契機にした小・中学校での集団感染が報じられています。小・中学校や保育園・幼稚園、学童保育などでの対応を重ねて求めるものです。

本日の市長報告で、ヘルメット購入補助制度を4月に遡及して適用されるという報告がありました。本補正予算では計上されていないようですけれども、早期の実施を求めます。

物価高騰対策として、国の交付金4億7,556万7,000円を活用して様々な対策を取っていることを評価します。住民税非課税世帯への臨時特別給付金の金額を上乗せした上で対象を拡大することを評価します。

母子健康手帳の交付を受けた方への2万円支給、学校給食食材費補助の追加を評価します。

また、介護事業所や障害福祉事業所、保育施設等や民間学童保育所への補助についても必要なものです。

長期にわたるコロナ危機と昨年来の物価高騰で市内中小事業者の経営は追い詰められており、中小企業者広

援金の支給を求めます。

物価高騰がとどまるところを知らない、しかも広範に及ぶ中で、消費税の緊急減税、賃金と年金の大幅引上げが必要であり、市としても国に要望してください。

さらに、東大和市の下水道料金、家庭ごみ袋、国民健康保険税は、いずれも多摩26市で一、二を争う高いものとなっており、緊急引下げを求めるとともに、値上げと市民サービス切捨てのこれまでの市政の転換を求めて、賛成討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第37号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 陳情の付託

○議長（東口正美君） 日程第30 陳情の付託を行います。

6月7日正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日6月14日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（東口正美君） これをもって本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 0時38分 散会